

東京都公報

発行
東京都

目次

- 不健全凶書類の指定……………
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 基本測量の実施……………(都市整備局都市基盤部調整課)…
- 公共測量の実施(六件)……………(同)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 昭和四十九年東京都告示第千三百四十号(漁業災害補償法の規定に基づく加入区の設定)の一部改正……………(産業労働局農林水産部水産課)…
- 特別免許状に関する規則の一部を改正する規則……………
- 警察署協議会委員の委嘱……………
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………
- ………(主税局課税部課税指導課)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…

告示

○特定非営利活動法人の認定……………(同)…

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(下水道局)…

●東京都告示第千四百十七号
東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 外 添 要 一

凶書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等	指定理由
四一七六	雑誌	コミックアムール 0.274 2014 1 0月号	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四一七七	同右	ムীগコミックス ピーチシリーズ ニコちゃん 五八八一―一九八 株式会社ジーウォーク	同右

●東京都告示第千四百十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(地理識別子整備業務)
- 三 測量の区域 新宿区地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十一月十七日から平成二十七年二月四日まで

●東京都告示第千四百十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区中十条一丁目、中十条二丁目、中十条三丁目、中十条四丁目、上十条一丁目、十条台一丁目、岸町一丁目、岸町二丁目、王子本町一丁目、王子本町二丁目、王子本町三丁目及び滝野川四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月一日から平成二十七年三月十三日まで

●東京都告示第千四百二十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定に

より告示する。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区豊島四丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月二十六日から同年十一月三十日まで

●東京都告示第千四百二十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 練馬区高野台二丁目、谷原一丁目、富士見台四丁目、高松三丁目及び貫井四丁目 各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月一日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第千四百二十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 杉並区成田東四丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月十五日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第千四百二十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区豊島一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月一日から平成二十七年三月三十一日まで

●東京都告示第千四百二十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 町田市上小山田町地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月二十七日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第千四百二十五号

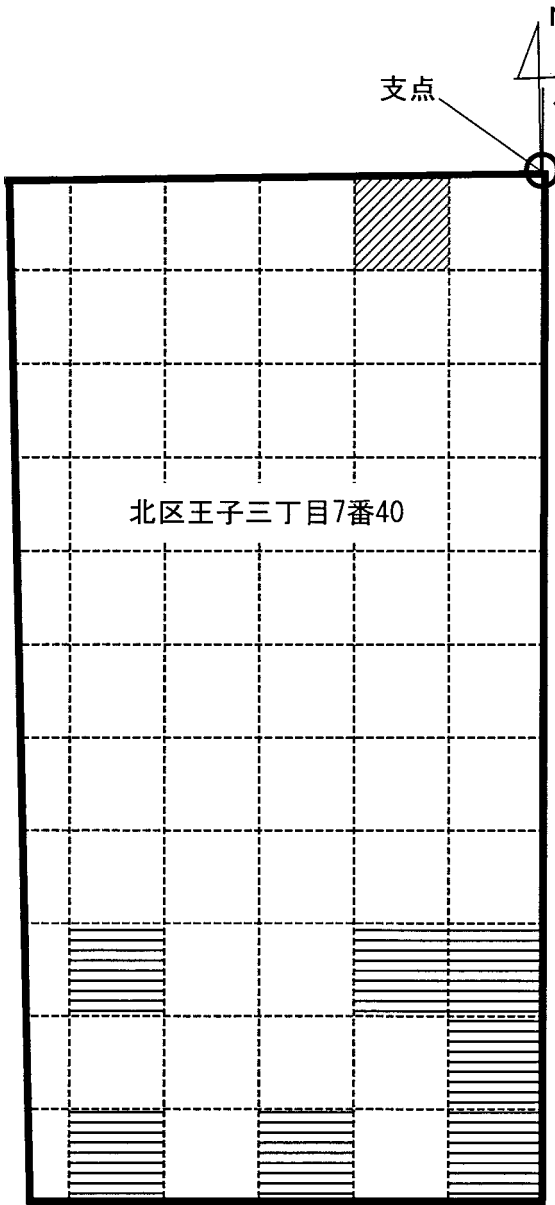
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第四百号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<支点>
 支点は、調査対象地の最北端とする。
 (X座標:-26,455.371m Y座標:-8,557.161m)
 ※ 支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により日本測地系座標計算によって作成した。

<格子の回転角度> 1度3分49.6秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単位区画境界線
- 調査対象地
- ▬▬▬▬▬ 指定を解除する区域
- ▨▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千四百二十六号

昭和四十九年東京都告示第千三百四十号(漁業災害補償法の規定に基づく加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 外 添 要 一

表二の部伊豆大島加入区の項中「総トン数一〇トン未満の漁船により行う漁業であつて、大島町波浮港の地区の者が営むもの及び」を削る。

規 則 (教)

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十三号

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則

特別免許状に関する規則(平成元年東京都教育委員会規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項に次の一号を加える。

五 学校教育の効果的な実施に当たつての確認事項

第四条中「年二回」を「年三回」に、「又は七月」を「、七月又は十月」に改める。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の有用な知識経験等の取扱いについては、東京都

別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式 (第3条関係)
(表)

号 日
第 月
年

推 薦 書

東京都教育委員会 殿

教育職員免許法第5条第3項の規定に基づき、下記の者を推薦します。

任命権者



記

1 受検者の勤務する学校、学校長名及び所在地

学校名 _____
学校長名 _____
所在地 _____

2 受検者の住所及び氏名

住所 _____
氏名 _____

3 受検者の担当する教科又は教科の領域の一部の名称

4 受検者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があるとする理由

(日本工業規格 A列 4番)

(裏)

5 学校教育の効果的な実施に当たっての確認事項

(1) 勤務校における受検者の研修計画について
(受検者が基本的な日本語力が不十分な場合は、担当教科に関する学習指導要領等の共通理解を図るための体制についてもあわせて記載すること。)

(2) 学校における特別免許状所有者の状況

項目	人数・割合
学校の全教員数 A	人
特別免許状所有者 B	人
特別免許状所有者の配置割合 (B/A)	%
特別免許状所有者のうち3年以上の学校勤務経験がある者 C	人

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の特別免許状に関する規則別記第一号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示(公)

●東京都公安委員会告示第328号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、平成26年9月26日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成26年10月17日

東京都公安委員会

委員長 仁田 隆 郎

記

警察署協議会名

氏名

警視庁渋谷警察署協議会 松本 芳枝

警視庁本富士警察署協議会 淺海 敏子

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
 名称 氏名 事業所の所在地
 株式会社 内藤 啓治 府中市本宿町二丁目 平成二十六年
 木村商店 目五番地十二 七月三十一日

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年九月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東京コミュニティカレッジ
- 三 代表者の氏名
瀬尾 兼秀
- 四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区西新宿四丁目三十二番四一六〇六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く不特定多数の市民に対し、個人と集団と社会を結び、主として成人となった婦人の教養向上

と技術の習得を図るため、現代人が抱える心の悩みに関する相談カウンセリングやセミナー等を行い、地域社会発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年九月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日産労連NPOセンターゆうらいふ21
- 三 代表者の氏名
高倉 明
- 四 主たる事務所の所在地
東京都港区海岸一丁目四番二十六号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、相互扶助の精神にのっとり、心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じて「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

<p>平成二十六年十月十七日</p> <p>申請のあった年月日 平成二十六年九月二十二日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人青空の下健やかに子どもを育てる会</p> <p>代表者の氏名 高林 勝</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都中央区晴海三丁目六番八一二〇七号</p> <p>定款に記載された目的</p>	<p>申請のあった年月日 平成二十六年九月二十二日</p> <p>この法人は、広く一般市民を対象として、政府が抱える国債残高を減少させる事業を行うとともに、日本の将来を担う青少年等に財政規律の重要性を認識してもらう活動を行うことによって、日本国と日本経済の安定的発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>申請のあった年月日 平成二十六年九月二十二日</p> <p>この法人は、広く一般市民を対象として、子どもの健全育成を図り、保育を通じて子育てをする保護者及びその子どもを支援し、また地域の方々の交流の場として、保育園、子育てサロン、イベント等を開催し、大人が子どもを見守り、子どもが青空の下で安心して健やかに育つ社会づくりを目的とします。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>申請のあった年月日 平成二十六年九月二十二日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人風の子会</p> <p>代表者の氏名 花田 政國</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都港区港南一丁目一番二十七号</p> <p>認定の有効期間 平成二十六年十月六日から平成三十一年十月五日まで</p> <p>名称 特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会</p> <p>代表者の氏名</p>	<p>申請のあった年月日 平成二十六年十月十七日</p> <p>この法人は、広く一般市民を対象として、政府が抱える国債残高を減少させる事業を行うとともに、日本の将来を担う青少年等に財政規律の重要性を認識してもらう活動を行うことによって、日本国と日本経済の安定的発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>申請のあった年月日 平成二十六年十月十七日</p> <p>この法人は、広く一般市民を対象として、子どもの健全育成を図り、保育を通じて子育てをする保護者及びその子どもを支援し、また地域の方々の交流の場として、保育園、子育てサロン、イベント等を開催し、大人が子どもを見守り、子どもが青空の下で安心して健やかに育つ社会づくりを目的とします。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>申請のあった年月日 平成二十六年十月七日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人メドゥサン・デュ・モンドジャポン</p> <p>代表者の氏名 オスタン・ガエル・マリイ・クリストフ</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都港区東麻布二丁目六番十号</p> <p>認定の有効期間 平成二十六年十月七日から平成三十一年十月六日まで</p> <p>名称 東京都指定排水設備工事事業者の指定について</p> <p>東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九</p>	<p>申請のあった年月日 平成二十六年十月六日から平成三十一年十月五日まで</p> <p>この法人は、広く一般市民を対象として、政府が抱える国債残高を減少させる事業を行うとともに、日本の将来を担う青少年等に財政規律の重要性を認識してもらう活動を行うことによって、日本国と日本経済の安定的発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>申請のあった年月日 平成二十六年十月六日から平成三十一年十月五日まで</p> <p>この法人は、広く一般市民を対象として、子どもの健全育成を図り、保育を通じて子育てをする保護者及びその子どもを支援し、また地域の方々の交流の場として、保育園、子育てサロン、イベント等を開催し、大人が子どもを見守り、子どもが青空の下で安心して健やかに育つ社会づくりを目的とします。(以上原文のまま掲載)</p>

号) 第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号) 第七条の規定により公告する。

平成二十六年十月十七日

東京都下水道局長 松田 芳和

一 指定した事業者

指定番号 商号又は
名称 代表者 事業所所在地

五二一三 辰島建設 小島 久夫 板橋区小茂根三丁目
株式会社 五番三号

二 指定年月日

平成二十六年十月十四日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)
電話 〇三(五三二)一一一一

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)
電話 〇三(三八二)五二〇一

郵便番号
112-0002

